

特別委員会日時 2006年6月6日 午前9時～午後0時21分

参考人：田村哲夫氏（学校法人渋谷教育学園理事長・日本私立中学高等学校連合会会長）
梶田叡一氏（兵庫教育大学学長・中央教育審議会委員）
西澤潤一氏（首都大学東京学長）
渡久山長輝氏（財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長）

（参考人意見要旨）

田村氏

：教育基本法改正の議論は、平成12年教育改革国民会議でスタートした。また中教審で議論もされた。政府案は、その議論とほとんど変わりはない。ある意味では民意は議論を尽くしたのであり、立法府の意思を表明すべきである。

教育振興基本計画は、日本の国民の教育に対する関心を高めるためにも、基本法に入れるべきである。

私学助成の規定も盛り込むべきである。

梶田氏

：現行の教育基本法の理念は、基本的には堅持すべきである。その上で、現行法にない、生涯学習、家庭学習、幼児教育について、現状にあわせて規定すべきことがある。

教育基本法、日本国憲法は、日本が主権を失っていた7年近くの間にはできたものである。だから悪いということではないが、理念を基本的に踏襲しつつ、伝統についても入れていかなければならない。

愛国心について。愛国心は時の政府を愛するというのではない。また、日本の伝統に根ざしてよき日本人となると同時に、人類社会に参画していく愛国心でなければならない。

西澤氏

：本来、日本の国で行う義務教育とは、我が国の文化を子孫に伝承していくものであると考えるべきである。

また、国民一人ひとりの能力を伸ばすものであるべきである。画一主義に流れるのではなく、教師が一人ひとりに接していくものであるべきである。

ただし、基本的なことは教えなければならない。

渡久山氏

：中教審の議論は、教育の理念・目的について、現行法の理念・目的を踏襲する形となった。

宗教教育については、宗教の知識、社会的意義について、子どもたちが正しい理解を深めるのは重要であると思うが、一党一派に偏する可能性もあるので、具体的にどうするか

は問題。政府案、民主党案でよいとおもう。

愛国心について。良心の自由の尊重からして、法律で強制するものではない。慎重深く記述されるべきではないかと思う。政府案はそれなりに苦勞して決めたことだと思う。

民主党案は、すべての人の教育への権利を基本的スタンスとしているが、すばらしいことだと思う。

両案とも、義務教育の年限が欠落している。義務教育の延長は重要である。

学級規模について。日本のGDPに占める教育費の割合は年々減少している。もっと投資すべきである。

(参考人質疑)

松野博一（自民党）

質疑1

現在の教育現場の問題は、教育現場の規範の喪失である。それは、規範の源泉である権威が喪失したためである。これが、今回の改正の最も重要なポイントであると考えてるが如何。

(田村氏)

規範があると、一人ひとり違う子どもに対する創造的な活動ができないと誤解されてきた嫌いがあると考えている。

(梶田氏)

権威が権威として機能するには、普遍的理念、価値観が必要であるが、これが敗戦で一度失われ、その点がタブー視されてきた。

裕福になり、個人の利己心を価値観でセーブするかということが薄れて来てしまった。そして90年代の誤ったゆとり教育がはびこるのを許してしまった。

あたらしい道徳教育を作らなければならない時期にある。

(西澤氏)

教育者が、自分が社会に対して持っている責任感を十分に自覚しなくなったことが最大の原因ではないかと思う。

(渡久山氏)

それぞれの人格が尊重され大事にされる中から連帯感が生まれてくる。教育者はすすんで連帯感をつくり、子どもと教師、教師どうしの中に互いに尊敬しあえる関係を作ることが極めて重要である。

質疑2

国と地方公共団体、家庭のそれぞれの責任、役割の分担についてどのように考えるか。

学校現場、市町村教育委員会の裁量を拡大しつつ、国は全国的な教育水準の維持を図る必要がある。

そのためには、国が明確な教育目標を提示し、その目標を踏まえて教育現場が自由な発想で授業を行うことが必要である。

(田村氏)

国際社会の中で生きていく人間を作るという視点で、国がしっかりと基本的なことを議論して示すことが重要である。

(梶田氏)

中教審答申はそれぞれの役割分担を明確にしている。例えば、現場の問題は教師、市町村教育委員会が対処し、都道府県教育委員会がそれを指導し、全国的な問題であれば文科省が乗り出すというようにすべきである。

質疑3 私学振興についてどのような希望があるか。

(田村氏)

私立学校の教育を評価し、その振興の姿勢を出して欲しい。

斎藤鉄夫(公明党)

質疑1 政府案の評価如何。

(田村氏)

中教審答申といくつかの点で異なっている。

ひとつは義務教育の年限を外した点。基本的には長くするのが世界の流れであるが、その点についてフリーハンドを持った方がいいという考えだろうと思う。

もう一つは、幼児教育について。法案には、幼児教育について明示されている。中教審ではこの点が弱かった。

(梶田氏)

基本的には中教審の議論と同様だと思っている。現行の基本法について、いい物は残しながら、主権を失っていたという事情から入らなかったものをきちっと入れていこうという議論を、中教審でもしていた。

(渡久山氏)

中教審答申に極めて忠実に法案はできている。ただし、義務教育の年限については、付帯決議等で9年間ということの延長もあり得るということを前提として書くべきである。

質疑2 改正案に大学という項目が入ったことの評価如何。

(西澤氏)

大学は学問だけではなく、様々な分野での社会的に対する責任感を教官が持つことが重大なことである。

質疑3 高校教育の位置づけについて。

(田村氏)

現在、現実には全員が高等学校へ行くにもかかわらず、入学試験がある。試験はラベル貼りの役割しか果たさないという問題が起きかねない。

慎重な検討の上で制度設計を見直さなければならない。

質疑4 政府案と民主党案の最大の違いは、教育行政についての規定である。民主党案は、教育の独立の点で問題ではないか。高校教育の問題とあわせて、梶田氏に問う。

(梶田氏)

高校教育の点。中教審では、高等学校専門部会を作って検討している。高校教育には独自の意味があるということで議論を始めている。現在、高校進学率は95.6%であり、全国的なものになっていることを踏まえる必要がある。

教育行政について。教育の独立性、公平性、政治的中立性が問題である。選挙でどこが勝ったか等で左右されるべきものではない。教育は、政党政治の枠の外にあるべきである。かねて自分は、国において国家教育委員会を作るべきであると主張してきた。

西村智奈美 (民主党)

質疑1 民主党案は、法案の中にGDPに占める教育費の割合を毎年報告することを明記した。民主党案のこの条文についての評価如何。

(田村氏)

基本的には、政府案と民主党案には大きな違いはないと思う。単純に教育全体にかかるお金を増やせと言うだけでは済まない部分がある。振興基本計画で長期的な計画を立てて、その中で議論すべきである。

(梶田氏)

基本的には賛成。ただまだ足りない。GDPの額だけ言っているでは行けない。例えば、義務教育国庫負担法から図書費、教材費が外され一般財源化された結果、図書費、教材費が十分に学校現場に回っていない。総額は大事だが、同時にきめ細かい議論をしなければならない。欧米との比較で論じて教員の給与を下げろという議論があるが、日本でどうあるべきかを考えなければならない。やはり、教育振興基本計画ないし教育振興基本法を作るべきである。

質疑2 女性の科学者をいかに育てていくかについて。

(西澤氏)

例えば、委員会に女性を何人入れるか決めるとするのはかえって逆効果であると思う。女性の子どもを産むという役割を念頭に置く必要がある。有能な女性に、有能な人を産ん

でほしいということもあるので、そういう人のために、社会のルールを公平から曲げて、女性に少し有利になるような取り扱いをすることも必要であると考えます。

質疑3 中教審答申のなかの「信頼される学校教育の確立」について。

(渡久山氏)

学習指導要領はすばらしくできているが、学習指導要領と、子ども達の実力、教育力の間に乖離がある。自主的な教育活動について中教審で議論しているが、学校現場は40人学級で、教師は多忙である。義務教育に対する国の条件整備の責任を十分に果たすべきである。

質疑4 教育基本法の議論の進め方の問題。法案化までのプロセスが外から見えない。

(渡久山氏)

中教審は傍聴を含めて明らかにして議論をしてきたが、与党の議論については、国民的な議論を得ながら与党案、政府案が作られてきたという感じのしないところはある。今後の問題として、強行採決をしていく形になっていってよいのかは非常に疑問である。国民的な合意をえるような教育基本法を作りたいと望む。

笠井亮 (共産党)

質疑1 中教審答申後、3年が経過し、法案では変更点もあるので、もう一度中教審に戻してそこで議論をするべきではないか

(西澤氏)

教育の改革は大変遅れている。とにかく第1回目はこの法案でやってみて、何回も改革を繰り返すという意欲を持ってやって欲しいと思う。

(田村氏)

変わっていく社会に対して教育は遅れている。十分に議論は尽くしたと思っている。法案を成立させて、具合が悪ければ変えるべきところは変えていくということにしなければ、変化の時代に対応できない。

質疑2 中教審答申の「郷土や国を愛する心・・・」という点の「国」には、統治機構は含まれていたのか

(梶田氏)

含まれていなかった。

質疑3 法案の「教育の目標」について。徳目を法律に書き込んで強制することについて、

教育現場での受け止めについてどのような声を聞いているか。

(梶田氏)

個人の価値観，良心を法律で規定するのはなじまないと思う。だから，国会でも慎重でなければならないという意味統一になっていると思う。

質疑4 養成と研修の充実について。教員の多忙化という実態をどうしたら解消できるのか。

(渡久山氏)

何らかの形で条件をもっと整備し，教育活動にも専念できる状況を作るべきである。また，研修のための定員を取るべきである。

また，行政研修が中心となっているが，もっと創意工夫をしていく必要がある。

質疑5 全国一斉学力テストについて。

(渡久山氏)

昭和30年代の学テは，結局学力競争だけになってしまい，成績の悪い子を欠席させる等の問題が生じた。

今回の学力テストについては，序列につながるおゆなことをしてはいけない。そこで，公表の方法の問題がある。

また，単なる学力調査ではないので，テストのあり方そのものも議論して行かなくてはならない。

さらに，1学期に子どもが受けるテストが異常に多いという問題がある。子ども，教師の負担に配慮する必要がある。

日森文尋（社民党）

質疑1 民主的教育理念について

(梶田氏)

まず，政治的な中立性が土台になる。そして，中立性を保ちながら，財政的な面，内容的な面，組織，運営の面を含めて，行政がチェックをかけていくことが前提となる。そして，個々の教育組織について風通しのよい運営がなされていくということである。長がきちんと責任をおっていくことが必要である。

質疑2 最近の教育現場，教育行政について，子どもが管理されるものになっているのではないか。

(梶田氏)

管理しなければどんな事故が起こるかわからない。必要なコントロールは不可欠である。子どもの意見表明権はあるとしても、その意見が適切、妥当なかたちで言えるよう指導する必要がある。

ただし、気持ちの問題として、教育は、外側からある方向に向かって子どもを作っていくという気持ちが強すぎるのもいけない。子どもが育っていくのをみんなで支援していくという面もなければならない。

質疑3 二極化、格差社会という社会情勢が子どもにどのような影響を与えているか

(渡久山氏)

社会的な大人の営みが子どもたちに反映することは事実である。

質疑4 教育において自主性の育成が最優先だという議論があるが、一方で管理主義が強まっているのではないか。

(西澤氏)

日本の社会の中によき意味の物差し、評価がしっかりしていないという問題がある。本当の意味の価値観を見直すことが必要である。

質疑5 効率主義、市場原理について

(田村氏)

市場原理、効率主義がストレートに教育に入ってくることは問題である。損得だけで行動を律するのは教育が目的とするものではない。

質疑6 教育振興基本計画に寄せる期待について。また、私学助成について。

(田村氏)

民主主義の教育にするためには、振興基本計画が確実である。民主党案のように国会で議論しても、政府案のように政府が決めてもいいが、それを世の中に訴えてみんなが理解することが必要である。

また、現在の私学助成はよくできていると思う。

糸川正晃（国民新党）

質疑1 教育基本法の改正は誰のために行うものか。

(田村氏)

教育基本法が60年経ち、日本の国がどういう教育をこれからしていくかの議論がなか

った。教育学の学者がやっている神学論争は終わり、教育現場にどのような形で国の姿勢を示すのかを内容にした法律ができることになる。

(梶田氏)

あたらしい教育基本法は、日本の社会に生まれ育っている子どもの未来に責任を持つものである。現行の教育基本法を作った教育刷新委員会はアメリカの占領政策の一環として機能した。アメリカが考えるという意味のあたらしい社会づくりが為された。それを認識すべきである。

(西澤氏)

日本の教育は日本人のためにある。しかし、それは日本のエゴイスティックな教育をするという意味ではない。

(渡久山氏)

教育は、ひとつは個々人に対する教育保障である。また、もうひとつは、教育は組織、国家の自己刷新の機能を有する。政府を含めて責任を持つ必要がある。

質疑2 教育基本法は日本国憲法と表裏一体であるが、個人の尊厳が強調されている一方、伝統、文化、家族の絆がない。このことをどう考えるか

(田村氏)

教育基本法は、60年前の社会の情勢でつくられてそのままになっている。触れられなければならないことが触れられていない。

(渡久山氏)

日本においては、伝統を重視することが不十分であったという世論がある。すばらしい伝統を受け継いで、発展させていくことが必要である。また、家族の教育力は大事である。

コメント

① 個々の施策（義務教育の延長や教育費にかかる費用の増額等）については、それなりのよい提言もなされている部分もあったかもしれないが、改正案の含んでいる問題点についての議論はほとんどない。

審議の最初のほうで、法案が現行の教育基本法の理念を踏襲しているという議論があった。しかし、例えば現行10条の「不当な支配」の主体から行政がはずれる（少なくともそう読める）ことの影響、また教育振興基本計画の持つ危険性の側面についての議論がない。全体として、中教審に沿った法案で、十分議論してきたから、急いで成立させるべきだという論調に終始している嫌いがあったように感じられた。

ただ、例えば行政の教育内容への介入を是とする意見を述べるにも「政治的中立性を前提として」という留保をつけるなど、慎重に議論しているという印象はあり、それだ

けにきちんと意見を検証する必要がある。

- ② 現行の教育基本法には伝統や文化についての定めがない点を批判しているが、なぜ伝統や文化について、教育基本法で定めなければならないのか、その規定をおくことでどのような影響が考えられるかについてまで議論が及んでおらず、相変わらず教育基本法が占領下で作られたといった議論さえ見受けられる。
- ③ また、社会情勢の変化を教育基本法「改正」の理由に挙げるが、具体的どのように情勢が変化し、それがどのように社会に悪影響を及ぼしているのか、「改正」することでそれがどのように改善されるのかという具体的な議論になっていない。

全体として、一見すると一部を除いてまっとうな議論をしているように見えるが、改正案の内容についての批判的な検討はほとんどなく、既に議論を尽くしたと評することはできないだろう。